

万斛庄屋公園利活用運営事業
公募設置等指針

令和2年12月

浜松市都市整備部公園課

内容

第1章	事業目的	1
第2章	事業内容	2
2.1	事業概要	2
2.2	事業提案対象範囲	2
2.3	事業の範囲	3
2.4	事業の流れ	3
第3章	事業の諸条件及び内容	4
3.1	公募対象公園施設の概要	4
3.2	旧鈴木家屋敷跡建屋の譲渡等	4
3.3	特定公園施設の建設に関する事項	4
(1)	特定公園施設の範囲	4
(2)	特定公園施設の種類と整備内容	4
(3)	特定公園施設の整備に要する費用	5
3.4	公募対象公園施設、特定公園施設の設置又は管理許可使用料の最低額	5
3.5	利便増進施設の設置に関する事項	6
3.6	事業スケジュール	6
3.7	都市公園の環境維持及び向上を図るための措置	6
3.8	認定の有効期間	6
第4章	事業運営にあたっての諸条件	7
4.1	認定計画提出者の施設整備、維持管理・運営に係る費用負担	7
4.2	施設整備に係る土地の使用について	7
4.3	使用料の範囲と使用料返還	7
4.4	施設の仕様条件	8
4.5	工事等の条件	9
4.6	施設の管理・運営に関する条件	10
4.7	施設の詳細な条件	10
4.8	市及び地域住民との協力	10
4.9	事業期間及び事業評価等に関する条件	11
(1)	事業期間	11
(2)	事業評価	12
(3)	年次事業報告	12
(4)	構成員の変更	12
(5)	事業内容等の変更	12

(6)	事業の中止	12
4.10	リスク分担	12
4.11	その他の諸条件	13
(1)	私権の制限	13
(2)	事業破綻時の措置等	13
(3)	事業終了時の取り扱い	13
(4)	保証金、預託金など	14
(5)	減免の規定	14
(6)	抵当権等の設定	14
第5章	公募の実施に関する事項等	15
5.1	応募者の構成	15
5.2	応募者の資格要件	15
5.3	募集スケジュール	16
5.4	公募説明会の開催	16
5.5	質問の受付・回答	16
5.6	応募の方法	16
5.7	失格事項	17
5.8	その他応募上の注意事項	17
第6章	設置等予定者の選定方法	19
6.1	選定方法	19
6.2	審査基準	19
6.3	最優秀提案及び設置等予定者の決定等	20
6.4	審査結果の通知及び公表	20
第7章	基本協定等に関する事項	21
7.1	基本協定の締結	21
7.2	公募設置等計画の認定	21
7.3	実施協定の締結	21
第8章	照会窓口（担当課）	21

用語の定義

公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成 29 年の都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	Park-PFI の公募にあたり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者（市）に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	市が認定した公募設置等計画を提出した者。
設置許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占有許可	都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。
行為許可	浜松市都市公園条例（昭和 37 年条例第 12 号）第 3 条第 1 項の規定により、都市公園において制限されている行為の解除について、公園管理者が与える許可。

第1章 事業目的

浜松市東区中郡町に位置する万斛庄屋公園には、江戸時代にわたって浜松藩古独札庄屋として強い影響力を持ち、この地域を治めていた鈴木家の屋敷跡（以下「旧鈴木家屋敷跡」という。）があります。現在では母屋、離れ屋、弓道場（矢場、的場）、祖霊社などが残っていますが、明治時代に建築されたこれらの建築物は老朽化が激しく、現状では使用できません。

本公園は、埋蔵文化財包蔵地に指定されており、飛鳥時代からの遺物が出土しています。鈴木家は14世紀の室町時代が初代起源と推定されており、この時代の旧鈴木家屋敷跡を区画する遺構も確認されています。現存する建屋は明治以降に建設され、改修が繰り返されて現在の形になったと考えられています。弓道場は、昭和6年に建設された比較的新しい建築物ですが、屋敷内に弓道場を有する配置は珍しく、当時の鈴木家当主が弓道の日置流印西派（へきりゅういんぜいは）家元であったことを偲ばせるものです。

本市は、地域の歴史が残るこの土地に、古風な佇まいを残しながら、市民の憩いの場を整備し、市民協働で作り上げる公園のモデルの1つとしていきたい考えです。

本事業では、母屋、離れ屋、弓道場をできる限り古き良き景観を残しながら改修し、かつこれらを活用しながら本公園の利用促進と、地域の活性化につながる運用をすべく、建屋の改修及び運営を実施する事業者を公募設置管理（Park-PFI）制度により募集します。

第2章 事業内容

2.1 事業概要

- ・事業名 万斛庄屋公園利活用運営事業
- ・期間 基本協定締結から事業終了まで
- ・場所 万斛庄屋公園
- ・公募対象公園施設 旧鈴木家屋敷跡の建屋
(母屋、離れ屋、弓道場矢場、弓道場的場)
- ・特定公園施設 公募対象公園施設周辺の園路、広場、庭園、植栽、四阿等

2.2 事業提案対象範囲

本事業における事業提案範囲は万斛庄屋公園内です。下段には万斛庄屋公園位置図と旧鈴木家屋敷跡建屋位置図を図 2-1 に、万斛庄屋公園の概要を表 2-2 に示します。

図 2-1 万斛庄屋公園位置図及び旧鈴木家屋敷跡建屋位置図

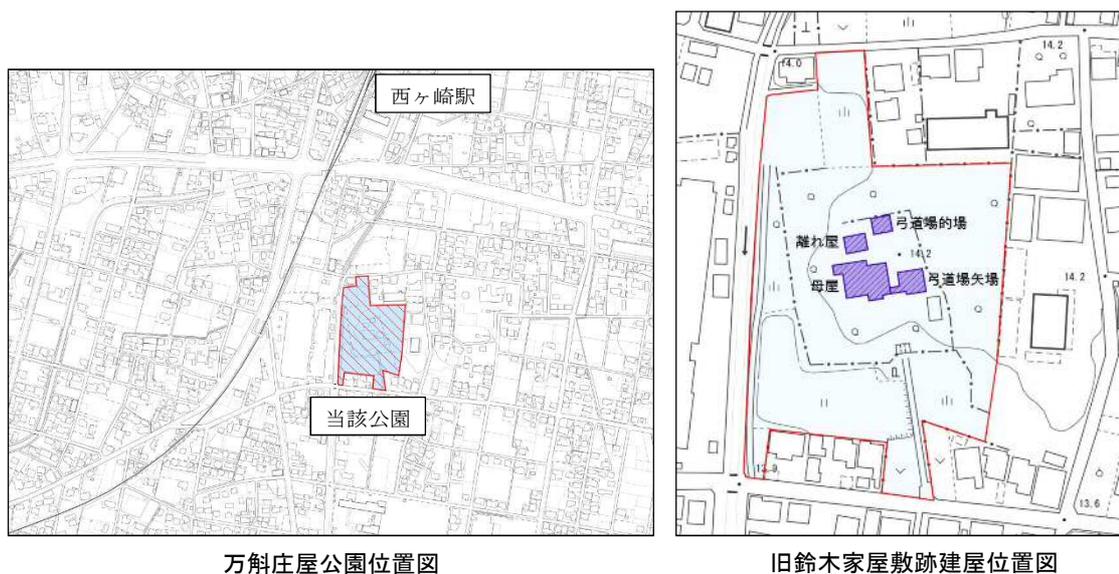


表 2-2 万斛庄屋公園の概要

項目	内容
所在地	浜松市東区中郡町 980 番地
公園種別	近隣公園
面積	14,077.24 m ²
駐車場台数	小型車用 37 台、車いす利用者用 1 台
立地・アクセス	遠州鉄道西ヶ崎駅から直線距離で約 300m
区域区分	市街化調整区域
用途区域	指定なし
その他規制	第 4 章 4.4 施設の仕様条件に提示

2.3 事業の範囲

本事業の範囲は以下の通りです。

- ①公募対象公園施設の設置及び管理運営事業
- ②特定公園施設の設置及び管理運営事業
- ③利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意提案）

2.4 事業の流れ

①設置等予定者の選定

- ・応募者は、本公園において自ら整備・運営する公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設（以下、これらを総称して「施設」という。）を公募設置等計画として提出していただきます。
- ・市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

②基本協定の締結

- ・設置等予定者決定後に、市と設置等予定者は基本協定を締結します。

③市有財産贈与契約の締結

- ・基本協定締結後に、市議会で可決されることを前提に旧鈴木家屋敷跡建屋を市から設置等予定者に譲渡します。

④公募設置等計画の認定

- ・基本協定締結後、設置等予定者は市と協議し、万斛庄屋公園利活用運営事業設置等予定者選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、公募設置等計画の変更等を行ったうえで、あらためて公募設置等計画を提出し、市から認定を受けていただきます。
- ・公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

⑤実施協定の締結

- ・公募設置等計画の認定後、市と認定計画提出者は実施協定を締結します。

⑥施設の整備

- ・実施協定締結後、認定計画提出者は許可を得て、施設の整備を行っていただきます。
- ・整備の完了期限は令和5年3月末を目標とします。

⑦特定公園施設の完成

- ・特定公園施設の完成後、市がその一部を負担します。

⑧施設の管理運営

- ・施設完成後、許可を得て、管理運営を行っていただきます。
- ・施設の運営開始は、令和5年4月からを予定しています。

第3章 事業の諸条件及び内容

3.1 公募対象公園施設の概要

本事業の公募対象公園施設（表 3-1）は、万斛庄屋公園内の旧鈴木家屋敷跡建屋（母屋、離れ屋、弓道場矢場、弓道場的場）であり、これら建屋をできる限り古き良き景観を残しながら改修し、地域の活性化や利用者の便益に資する公園施設として提案してください。

表 3-1 公募対象公園施設

項 目	内 容
公募対象公園施設 (合計 411.89 m ²)	母屋 木造瓦葺 2 階建 延べ床面積 242.76 m ²
	離れ屋 木造瓦葺平屋建 床面積 77.33 m ²
	弓道場矢場 木造瓦葺平屋建 床面積 75.74 m ²
	弓道場的場 木造瓦葺平屋建 床面積 16.06 m ²

3.2 旧鈴木家屋敷跡建屋の譲渡等

事業実施にあたり、市議会で可決されることを前提に旧鈴木家屋敷跡建屋を設置等予定者に譲渡し、「市有財産贈与契約書」を締結します。所有権の移転時に設置等予定者には不動産取得に係る費用（不動産取得税、登録免許税等約 50,000 円）を負担していただきます。

所有権移転後、旧鈴木家屋敷跡建屋は固定資産税の課税対象となります。

建屋内にある民具類や文書類等は譲渡対象外です。ただし、公募対象公園施設内での利用に限り、譲渡の相談に応じます。

3.3 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 特定公園施設の範囲

本公園内において、設置等予定者が提案する公募対象公園施設を除く部分に、特定公園施設を整備することとします。なお、整備面積は概ね 600 m²以上とします。

表 3-3 特定公園施設の考え方

項 目	内 容
特定公園施設 (概ね 600 m ² 以上)	園路、広場、庭園、植栽、四阿等を含めた外構 種類、面積及び場所は提案による。概ね 600 m ² 以上を整備し、そのうち 200 m ² 以上を管理する事。 なお、200 m ² を超える部分については、整備後に市に管理を戻すことも可。

(2) 特定公園施設の種類と整備内容

本事業において、設置等予定者に整備を求める特定公園施設の種類は以下の通りとします。

- ・公募対象公園施設周辺の園路、広場、庭園、植栽、四阿等を含めた外構

(3) 特定公園施設の整備に要する費用

本事業の実施において、特定公園施設の整備にあたっては、その費用の一部を市が負担します。市の負担する費用は、基本協定締結後の設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳の提出後に市と設置等予定者で協議し、決定するものとします。なお、市が負担する費用の上限額は3,250,000円です。

本事業において整備した特定公園施設は、設置等予定者が管理を行うことを基本とします。ただし、200㎡を超える部分については、管理を市に戻すことも可能です。

図 3-3 特定公園施設の条件

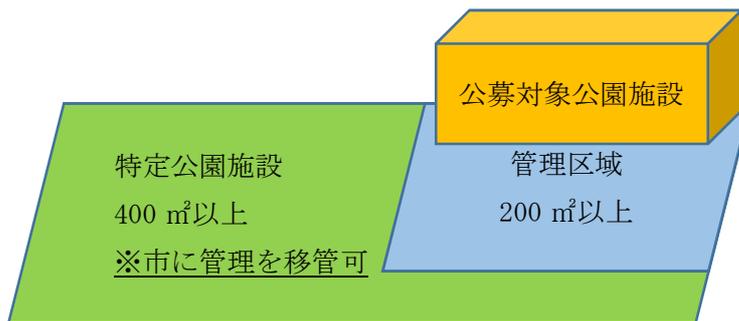
【整備条件】

園路・広場等の
特定公園区域を
600㎡以上整備



【管理条件】

園路・広場等の
特定公園区域を
200㎡以上管理



3.4 公募対象公園施設、特定公園施設の設置又は管理許可使用料の最低額

設置等予定者は、公募対象公園施設、特定公園施設の面積に応じて設置又は管理許可を得ていただき、許可に係る使用料を市へ納入していただきます。単価は年額270円/㎡に面積を乗じた額とします。設置等予定者は、用途毎の面積内訳を明らかにし、使用料を計算して提案をしていただきます。

年度毎にかかる使用料は一括して事前に市へ納入していただくことになります。ただし、面積については、設置又は管理許可申請時、市が確認して決定します。条例改正等により使用料が変更された場合は、その額が適用されます。

なお、設置等予定者の収支計画と実績を踏まえて想定以上の収益がある場合は、想定以上の一部を市に還元することができるものとします。

3.5 利便増進施設の設置に関する事項

整備対象区域内に、地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という）、及び事業専用の駐車場を設置等予定者の提案により設置することができます。看板等の設置にあたっては、占用許可を得ていただき、許可に係る使用料を市に納入していただきます。単価は1年以上の場合年額18,850円/㎡、1年未満の場合日額1,570円/㎡に掲出面積又は表示面積を乗じた額とします。なお、駐車場については、一般の利用者が自由に使える場合は、減免する場合があります。

3.6 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のように予定しています。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・ 公募設置等指針の公表 | 令和2年12月15日（火） |
| ・ 設置等予定者公表 | 令和3年2月8日（月） |
| ・ 基本協定締結 | 令和3年2月10日（水） |
| ・ 市有財産贈与契約締結 | 令和3年3月下旬（予定） |
| ・ 実施協定締結 | 令和3年度中 |
| ・ 認定計画提出者による施設整備 | 令和3年度～ |
| ・ 施設の管理運営開始 | 令和5年4月からを予定しています |
| ・ 事業終了 | 令和23年度中（継続の検討及び協議を行う） |

3.7 都市公園の環境維持及び向上を図るための措置

公募対象公園施設は、都市公園内の公益施設として設置されることから以下の点に配慮してください。

- ・ 公募対象公園施設内及びその周辺の清掃に努めること。
- ・ 公募対象公園施設の利用者ではない公園利用者にもトイレ等を利用させるなど、柔軟な対応に努めること。

3.8 認定の有効期間

認定された公募設置等計画の有効期間は20年とし、その期間は公募設置等計画の認定の日から設置期間の満了日までとします。また、公募対象公園施設の都市公園法第5条第1項に基づく設置又は管理許可期間は10年ですが、許可の更新が可能です。さらに、認定期間終了以降においても事業の継続の必要性が認められる場合については、認定期間終了1年前を目途に、市は認定計画提出者と協議を行い、再度、都市公園法第5条第1項に基づく設置又は管理許可を行う場合があります。

第4章 事業運営にあたっての諸条件

4.1 認定計画提出者の施設整備、維持管理・運営に係る費用負担

今回の事業に関わる費用は、認定計画提出者による負担となります。具体的な費用負担は、次のとおりです。

- ①設置又は管理許可使用料、占用許可使用料
- ②施設の整備に係る測量・地質調査・設計費用
- ③建築物の各種法令手続きに要する費用
- ④地盤改良費用（工法に制限あり）＊必要がある場合のみ
- ⑤施設の整備費用、及び既存施設の撤去費用
- ⑥事業に使用する設備機器等の備品、消耗品の調達に要する費用
- ⑦施設の維持管理・修繕、光熱水費、保険等を含めた運営に係る費用
- ⑧施設運営期間終了時の事業継承等に係る費用
- ⑨埋蔵文化財本発掘調査費、及び文化財保護法の手続きに係る費用
- ⑩旧鈴木家屋敷建屋の譲渡（不動産取得）に係る費用

4.2 施設整備に係る土地の使用について

認定計画提出者が、施設の整備にあたり公園敷地を占用する際は、占用許可を得ていただきます。施設の整備中における占用許可に係る使用料は免除します。

4.3 使用料の範囲と使用料返還

- ・ 設置許可を受ける範囲は、建物敷地及びインフラ設備実面積となります。
- ・ 設置又は管理許可を受ける施設のうち、公園利用者等が無料で自由に利用でき、かつ、既存の公園と利用上や外観上差異がないと市が認める場合、実施段階で市と協議し、許可の範囲に含まない場合があります。
- ・ 認定計画提出者の責めに帰すべき事由により、施設が管理運営されない場合、又は事業が途中で中止となった場合は、許可を取り消すとともに、徴収した許可に係る使用料は返還しません。

4.4 施設の仕様条件

表 4-4 施設整備に係る規制等

項 目		内 容
建 築 用 途		提案によるが、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている公園施設であること 例として、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設などが該当
法規制	文化財保護法に係る規制	埋蔵文化財包蔵地（万斛西遺跡）
	開発行為許可	市街化調整区域（線引き前宅地）のため、用途変更に絡む改築の場合、浜松市開発審査会の対象
	土地利用事業	建築物の新築、改築若しくは増築又は特定工作物の新設、増設若しくは変更に関する面積が5,000㎡以上の場合には必要
	建築規制	建築基準法、その他各種関係法令に適合する建築物等
	景観規制	規模等により浜松市景観条例に基づく届出が必要
	屋外広告物規制地域	特別規制区域
インフラ	電気・通信	既存電線管から接続可能（その他、必要容量等は中部電力と調整が必要）
	水道	水道と接続可能
	汚水処理	下水道（汚水柵）と接続可能（母屋既存トイレまで約50m）
	雨水処理	敷地内雨水柵と雨水管を接続。

- ・ 本事業で整備する施設は、事業区域内の園地の活用も含めて、都市公園の利用や機能に支障を及ぼさないものとしてください。
- ・ 建築用途に併せ、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物としてください。
- ・ 公募対象公園施設は、耐震性の確保について必要な措置を講じてください。
- ・ 公募対象公園施設の減築又は増築（大規模な修繕・模様替え、用途変更等）、及び特定公園施設となる建築物の新築も可能です。
- ・ 本事業で整備する建築物の新築、増築、修繕、用途変更等を行う場合、個別の計画に応じて建築士による法適合確認や確認申請等の手続きを行ってください。
- ・ 上記の詳細については、建築行政課に確認してください（電話：053-457-2472）。
- ・ 給水、汚水排水、電気等のインフラ整備について、敷地内既設配管への接続等が可能ですが、これらの費用はすべて認定計画提出者の負担となります。
- ・ 上記のインフラ整備に限り、事業区域外において工事することが可能です。（別紙インフラ整備平面図を参照）

- ・ 事業区域を整備するにあたり支障となる樹木を伐採・移植する場合は、市との協議が必要となり、これらに掛かる費用は認定計画提出者の負担となります。
- ・ 本事業で整備する施設の外観は、浜松市景観条例の基準を遵守してください。
- ・ 案内（誘導）サインや看板等については、浜松市屋外広告物条例の基準を遵守してください。
- ・ 開発行為、景観、屋外広告に関して、手続きが必要になる場合があります。
- ・ 上記の詳細については、土地政策課に確認してください（電話：053-457-2373）。
- ・ 利便増進施設として、事業専用の駐車場を設置することが可能です。
- ・ 施設の整備等はユニバーサルデザインに配慮し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- ・ 施設は、省エネルギー、地球温暖化防止対策等の環境面へ配慮した計画としてください。
- ・ 施設には防犯システム機器の設置に配慮し、利用時間外の防犯対策に対応できる計画としてください。

4.5 工事等の条件

- ・ 認定計画提出者による施設撤去・整備に伴う、事業の計画、設計、工事、及びそれらに付随する届出、管理等、一切の事業は、事業者の責任、及び負担で行ってください。
- ・ 工事や工事車両の通行は、実施段階で市の許可が必要です。工事車両の搬入経路を含む全工事区域では、公園利用者の安全には細心の注意を払い、適切な措置を講じてください。また、工事による占用範囲については、実施段階で市と認定計画提出者が協議し（以下「二者協議」という。）により決定し、占用許可を得ていただきます。
- ・ 施工時間帯は、通学時間帯を避けるなどの配慮をしてください。
- ・ 地盤改良が必要となった場合には、工法を制限する場合がありますため、実施段階で二者協議が必要となります。
- ・ 施工区域外の公園内でイベントが開催されている期間については、工事を中断していただく場合があります。
- ・ 既存の公園施設等を撤去する場合は、事前に二者協議をしてください。万一誤って既存の公園施設等を破損又は撤去した場合は市の指示に従い、認定計画提出者の負担で原状回復をしてください。
- ・ 実施協定締結後、設計並びに工事に関して、市と調整及び連絡をするための調整連絡会を定期的を開催します。
- ・ 施設の改装を行う場合は、事前に二者協議が必要となります。
- ・ 本公園は、埋蔵物文化財包蔵地内であり、掘削作業を行う場合には文化財課と工事内容に関する事前協議、及び着工前に文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。また、工事の規模や内容によっては本発掘調査が必要となる場合があります。

4.6 施設の管理・運営に関する条件

- ・ 認定計画提出者は、認定された公募設置等計画に基づき、整備された施設を自ら維持管理・運営するものとします。

4.7 施設の詳細な条件

- ・ 関係法令等を遵守してください。本事業に必要な行政協議等は、実施段階で認定計画提出者が自ら行うこととします。
- ・ 本公園の駐車場は、本事業での利用が可能です。
- ・ 施設の営業日及び営業時間は提案によります。
- ・ 時間帯に関係なく騒音、過度な照明は行わない等の配慮、及び営業時間設定を行ってください。実施段階で、二者協議が必要です。
- ・ 設置又は管理許可を受けた区域で、建築物を設置しない部分については、屋外席等として利用することができます。ただし、利用する時間帯や管理方法等については、実施段階では、二者協議が必要となります。
- ・ 提供するサービスの価格設定に関しての上限は設けませんが、広く公園利用者に受け入れられるサービス内容、料金設定としてください。また、社会通念上適当と認められる金額で設定してください。
- ・ 飲食の提供を提案する場合は、アルコール類の提供は可とします。
- ・ 飲食を提供する場合は、食品衛生法、その他関連法令を遵守し、衛生管理及び感染予防対策を徹底してください。
- ・ 施設の運営が公園敷地内で行われることから、法令遵守や従業員への教育により、他の公園利用者や近隣住民への迷惑防止については、特に配慮をしてください。
- ・ 公園利用者が不快と感じる恐れがある臭気や排煙等について、極力抑える努力をしてください。
- ・ 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は認定計画提出者の責任において適正に行ってください。

4.8 市及び地域住民との協力

- ・ 事業の開始前に、管理範囲やゴミの収集等の責任の所在について、市と認定計画提出者の間に二者協定を締結いたします。なお、協定事項については二者協議により定めることとします。
- ・ 事業開始後は、半年に1回程度、二者協議をする機会を設け、運営についての意見交換などを実施することとします。
- ・ 地域住民を代表する個人及び団体（以下「地域代表者」という）や既存の活動団体が、本協議に加わる場合があります。
- ・ 事業実施にあたっては、地域代表者と意見交換の上、協力して実施してください。

4.9 事業期間及び事業評価等に関する条件

(1) 事業期間

- ・ 事業期間は、基本協定締結の日から事業終了するまでとし、認定計画提出者には施設の事業着手にあわせて、設置又は管理許可を得ていただきます。
- ・ 設置又は管理許可の期間は、最長 10 年とします。ただし、法改正等により許可期間の変更があった場合には、その期間が適用されます。
- ・ 設置又は管理許可の更新（10 年目以降）については、4.9(2) 事業評価において一定の評価を得て、かつ認定計画提出者が継続を望む場合においては、設置又は管理許可を更新できることとします。
- ・ 設置又は管理許可が途中で取り消された場合、又は許可を更新しない場合、事業を途中で中止する場合などの事業期間の終了日は、市が定め、別途、認定計画提出者に通知します。
- ・ 認定計画提出者の責めに帰す事由、又は関係法令の改正により、市が許可を更新しない場合でも、認定計画提出者は市に補償や損害賠償を請求することはできません。

表 4-9 事業に係る許可の考え方

	期間	許可区分	準備設計	工事	事業(管理運営)
認定された公募設置等計画					20年有効
公募対象公園施設	建屋譲渡から工事開始まで	占用許可	→		
	工事開始から事業終了まで	設置許可			10年更新
特定公園施設	事業開始から事業終了まで	管理許可			10年更新
利便増進施設(任意)	事業開始から事業終了まで	占用許可			許可期間は物件による
施工時の占用区域	工事開始から工事終了まで	占用許可		→	

(2) 事業評価

- ・ 事業評価は、5年ごとに行います。開始日又は前の評価から5年を経過する日の6ヶ月前までを目処に、事業評価を行います。

事業評価の項目は以下を予定しています。

事業評価の項目

- ① 認定された公募設置等計画に沿った事業内容が展開されていたか。
- ② 実施協定の締結内容に則した事業内容が展開されていたか。
- ③ 施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- ④ 公園施設を破損することがなかったか。
- ⑤ 公園利用者の通行、騒音、臭気等に十分配慮されていたか。
- ⑥ 周辺の住環境や自然環境に十分配慮されていたか。
- ⑦ 事業に伴う車両通行等について適切に行われていたか。
- ⑧ ごみ、資材等の処分、片づけが適切に行われていたか。
- ⑨ その他、公園の活性化に貢献していたか。

(3) 年次事業報告

認定計画提出者は、事業年度末に収支決算等が記された事業報告書を、市に提出することとします。

(4) 構成員の変更

認定計画提出者の構成員が脱退もしくは加入する場合は、いかなる場合においても事前に市へ申し出て、市に許可を得る必要があります。

(5) 事業内容等の変更

事業評価により、市は事業内容の修正を求めることがあります。また、事業評価の後、認定計画提出者側の発意で事業計画の内容を変更する場合は、二者協議を行い、承諾を得る必要があります。

(6) 事業の中止

認定された公募設置等計画や市と締結した協定書の内容に反する等、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止させることがあります。

4.10 リスク分担

- ・ 市と認定計画提出者の責任分担は、原則としてリスク分担表（P35～36）によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。また、リスク分担表に示されていない事項については、二者協議により定めることとします。
- ・ 本事業における責任及びリスク分担の考え方は、認定計画提出者が実施する事業については、認定計画提出者が責任をもって遂行すると共に、事業に伴い発生するリス

クについても、原則として認定計画提出者が負うものとします。また、工事開始から運用開始前までに何らかのトラブルが起こった場合は、二者協議により対応を決定します。

- ・ 災害などによる建物破損等いかなる場合においても、市から認定計画提出者に事業（営業）補償しないものとします。ただし、その要因が明らかに事業敷地外にある場合においては、二者協議により対応を決定します。

4.11 その他の諸条件

(1) 私権の制限

認定計画提出者は事業区域の敷地について、借地権その他いかなる権利も市に対して主張できません。

(2) 事業破綻時の措置等

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻する等、事業を途中で中止する場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は市の承認を得て別の民間事業者が事業を継承することができます。継承しない場合は、二者協議を行い、公募対象公園施設の取り扱いについて決定します。

(3) 事業終了時の取り扱い

- ・ 認定期間終了以降においても事業の継続の必要性が認められる場合については、事業期間終了1年前を目途に公募対象公園施設の取り扱いについて、二者協議を行います。
- ・ 認定計画提出者が事業継続する意思があれば、事業終了時に都市公園法第5条第1項設置又は管理許可を得て、事業を実施できます。
- ・ 認定計画提出者が事業継続する意思がなければ、認定計画提出者の承認を得て、再公募を行い、継承事業者を決定します。
- ・ 公募対象公園施設の事業が継続できない場合は、認定計画提出者は、事業期間終了後（認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）6ヶ月以内に事業区域を速やかに解体・撤去（植栽は含まず）するとともに、市の立会いのもとで返還していただきます。
- ・ 認定計画提出者により上記の期限内に解体・撤去等がされなかった場合には、市が解体・撤去することができるものとし、それに要した費用を認定計画提出者に請求するものとします。
- ・ ただし、市が事前に解体・撤去について「必要ない」と認めた場合は、この限りではありません。
- ・ 認定計画提出者が実施したインフラ整備の撤去範囲については、実施段階で市と協議が必要となります。ただし、公園利用に支障がないと判断できるものについては、市へ寄附することも可能とし、その時期については、市が判断するものと

します。

(4) 保証金、預託金など

保証金や預託金は必要ありません。

(5) 減免の規定

原則として認定計画提出者が専用利用する場所は、使用料の減免はありません。ただし、実施段階で、例えば整備した園路や事業専用の駐車場、植栽や芝生等を専用利用せずに、一般利用者が自由に使える形態とする場合等は、減免とする場合があります。

(6) 抵当権等の設定

建物は、抵当権や担保権の設定、その他の処分を行うことはできません。

第5章 公募の実施に関する事項等

5.1 応募者の構成

- ・ 応募できる者は、法人、個人、又は複数人（法人・個人問わず）によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とします。
- ・ 単独法人で応募した場合は、連合体の構成員になることはできません。また、連合体の構成員は複数の連合体の構成員になることはできません。
- ・ 連合体で応募する場合は、代表者を定め、代表者として応募手続きを行っていただきます。

5.2 応募者の資格要件

- ・ 応募資格者は、次の要件を満たす事業者とします。
- ・ 安定的に本事業を継続することができる総合的な企画力、資金力、経営能力を有する体制を構築できる法人、個人、又は連合体であること。
- ・ 公募設置等計画の提出日時点において、応募者、又は連合体の構成員が以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 直近事業年度分の税金（国税、地方税）で滞納がある者
 - ③ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱、及び浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である者
 - ④ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に規定する排除措置該当者
 - ⑤ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
 - ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けている者
 - ⑦ 応募者又は連合体の構成員の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5.3 募集スケジュール

- ・ 公募設置等指針の公表 令和2年12月15日(火)
- ・ 公募説明会 令和2年12月24日(木)
- ・ 質問書提出 令和2年12月15日(火)～令和3年1月25日(月)
- ・ 質問に対する回答 随時回答【最終回答：令和3年1月29日(金)】
- ・ 公募設置等計画提出 令和2年12月15日(火)～令和3年2月1日(月)
- ・ 書類審査・ヒアリング審査 令和3年2月3日(水)
- ・ 設置等予定者選定・公表 令和3年2月8日(月)
- ・ 基本協定書締結 令和3年2月10日(水)

5.4 公募説明会の開催

本件に関して、応募意向がある事業者のうち希望者に対し、公募説明会を実施します。この説明会にご参加いただかなくても事業への応募は可能です。また、不参加であったことにより、審査において不利になることはありません。

開催日時：令和2年12月24日(木) 午後1時30分～午後3時

開催場所：万斛庄屋公園（浜松市東区中郡町980番地）

参加方法：前日までに公募説明会参加申込書（様式1）によりメールかファックスでの申し込みが必要です。会場での受付は午後1時15分から開始します。説明後、現地を案内します。

5.5 質問の受付・回答

提出方法：質問書（様式2）により作成し、浜松市都市整備部公園課までメールにより提出してください。また、着信確認のため、メールの送信の際には必ず開封確認の設定をお願いします。（メールアドレスは「第8章 照会窓口（担当課）」を参照）

受付期間：令和2年12月15日(火)～令和3年1月25日(月)

午前8時30分から午後5時15分

回答方法：ホームページで随時回答します。最終更新は令和3年1月29日(金)です。

HPアドレス <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kouen/nakagoorimangokukoubo.html>

5.6 応募の方法

受付期間：令和2年12月15日(火)～令和3年2月1日(月)

受付時間：月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

提出先：浜松市都市整備部公園課

〒430-0923 浜松市中区北寺島町617-6 浜松市南土木整備事務所1階

提出方法：直接持参又は、郵送（令和3年2月1日午後5時15分必着）

必要書類：応募に必要な提出書類は、公募設置等計画申込書（様式 3）、応募に関わる誓約書（様式 4）及び、公募設置等計画 1 式（以下①～③順）をご提出ください。

提出部数：公募設置等計画申込書（様式 3） 応募に関わる誓約書（様式 4） 各 1 部
公募設置等計画書 1 式（以下①～③） 各 10 部（原本 1 部、写し 9 部）

①公募設置等計画（様式 5）

②応募者の業務（会社）概要（様式 6）

③添付書類

ア 登記簿謄本（個人の場合は住民票）

※申請日から 3 か月以内のもの

イ 定款、寄付行為その他これに準ずるもの（最新のもの）

ウ 決算書等（連結及び、単独、過去 3 年分）

※法人にあつては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの。個人にあつては、所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写し等）

エ 法人にあつては、当該法人の、個人にあつては個人の国税、県税及び、市税の未納がないことが確認できる納税証明書※申請日から 3 か月以内のもの

5.7 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 公募設置等指針に違反、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ④ 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- ⑤ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦ その他不正行為があった場合

5.8 その他応募上の注意事項

- ① 複数提案の禁止：応募者は、1 つの提案しか行うことができません。また、公募設置等計画は、応募申出書を提出した事業者のみ提出できます。
- ② 応募内容の変更禁止：提出された書類の内容変更、差し替え、もしくは再提出を行うことはできません。ただし、応募期間内に関係行政機関からの指示により、変更を余儀なくされた場合を除きます。
- ③ 応募書類の扱い：応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

- ④ 応募の辞退：応募申出書提出後、又は応募書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出してください。
- ⑤ 使用言語等：応募書類、質問等の言語は日本語とします。また、単位はメートル法を使用してください。通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とします。
- ⑥ 費用負担：応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ⑦ 著作権：応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表等市が必要と認める場合には、市は応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑧ 特許権：提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- ⑨ 情報公開：応募書類は、浜松市情報公開条例の定めるところにより公開される場合があります。
- ⑩ その他：企画提案に際し、市が提案者に提示する資料は、提案者は企画提案以外の目的で使用することはできません。また、提出された設置等計画書は、市は提案者に無断で当該事業者を選定する目的以外に使用しません。郵送やメール等の通信事故については、市は一切の責任を負いません。

第6章 設置等予定者の選定方法

6.1 選定方法

設置等予定者の決定は、市が設置する「万斛庄屋公園利活用運営事業設置等予定者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審査の結果を踏まえて決定します。

審査方法は以下のとおりとします。

- ①書 類：応募者から提出された応募書類について、提案内容の審査を行います。
- ②ヒアリング：書類の内容を詳しく理解することを目的に、1 応募者あたり 15 分以内の説明と 15 分程度の質疑応答による、審査を行います。応募書類を使った口頭説明や、パワーポイントを使った説明など形式は問いません。

6.2 審査基準

審査の採点は 120 点満点で、下記の審査基準に基づき行います。

審査項目	審査の主な視点
実施方針・公園利用者へのサービス 【配点：20 点】	<ul style="list-style-type: none">・事業コンセプトが事業目的に合致した提案であるか・本公園の特性を活かした魅力ある提案であるか・本公園のにぎわいや地域の活性化に繋がる提案であるか・利用者の便益に資する提案であるか
景観の再現性 【配点：15 点】	<ul style="list-style-type: none">・事業が目指す古き良き景観の再現に配慮された提案であるか・伝統的な建築構造は可能な限り再現された提案であるか・歴史的価値を損なわない建材や建築工法等に配慮された提案であるか
建物の構造及び設備 【配点：15 点】	<ul style="list-style-type: none">・耐震性、耐久性の担保が検討された提案であるか・間取りや設備が機能的な提案であるか・ユニバーサルデザインや安全な歩行動線に配慮した提案であるか
地域との協力体制 【配点：30 点】	<ul style="list-style-type: none">・地域の意向を取り入れる運営体制が構築された提案であるか・地域住民が参加又は協力できる事業がある提案であるか・地域住民が企画した事業に協力姿勢が見られる提案であるか・屋内施設を地域住民が無償で利用できるなど地域活動に配慮された提案であるか・整備時における公園利用者や通学路への配慮など、地域住民が納得できる提案であるか・運営時における騒音、臭気、過度な照明等、近隣住民に迷惑とならない提案であるか
事業の安定性・継続性 【配点：20 点】	<ul style="list-style-type: none">・事業実績、財務状況から事業計画・収支計画が適切な提案であるか・安定的、継続的な事業運営が見込める提案であるか・社会情勢の変化等、不測の事態に発生時のリスク管理などが提案されているか

	・防犯、緊急時の対策等が配慮された提案であるか
公益性への配慮 【配点：10点】	・社会貢献、美化活動、災害時の協力体制等が配慮された提案であるか ・FSC 認証材の活用など地域材の利用促進や地球温暖化防止活動に配慮した設計や運用となる提案であるか
価格提案 【配点：10点】	・特定公園施設の整備区域の設定等において、市負担額の軽減となる提案であるか ・管理区域の設定等において、市の収入（設置又は管理許可使用料・占用料等）の増加となる提案であるか

6.3 最優秀提案及び設置等予定者の決定等

審査結果（書類及びヒアリング）を、以下の基準に基づき選定委員会として事業候補者を選定し、最終的に市長が設置等予定者を決定します。

- ① 審査の結果、最高得点者であって、かつ75点以上得点した1事業者の提案を最優秀提案とします。得点が同点の場合は、選定委員会の協議により評価が高い方を上位とします。
- ①-1 提案をした全ての応募者の得点が75点に満たなかった場合、選定委員会では最高得点者に対してヒアリングを行い、公募設置等計画の内容について修正が可能であれば、修正していただいたうえで、75点相当の評価が得られた場合は、当該提案を最優秀提案とします。ただし、修正しても75点相当の評価を得られない場合は、最優秀提案とせず、設置等予定者は「無し」とします。

6.4 審査結果の通知及び公表

審査結果については、すべての応募者へ書面により通知（連合体で応募した場合は、申し込み代表者に通知）するとともに、浜松市ホームページにおいて設置等予定者名を公表します。

なお、審査内容、及び結果に対する問い合わせ、並びに異議等については、一切応じません。

第7章 基本協定等に関する事項

7.1 基本協定の締結

設置等予定者は、市からの選定通知後、速やかに事業の基本的事項を定めた基本協定を締結します。

7.2 公募設置等計画の認定

設置等予定者が提出した公募設置等計画は、市との協議等により、計画を修正するなどの対応後、あらためて提出していただき、市が公募設置等計画を認定します。

7.3 実施協定の締結

公募設置等計画の認定後、市と認定計画提出者は、事業の具体的な事項を定めた実施協定を締結します。

第8章 照会窓口（担当課）

浜松市都市整備部 公園課 計画調整グループ

郵便番号 430-0923 浜松市中区北寺島町 617-6 南土木整備事務所 1階

電話番号 053-457-2353

FAX 番号 053-457-2164

E-mail kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

参考＜都市公園法抜粋＞

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

(公募対象公園施設の公募設置等指針)

第五条の二 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公募対象公園施設の種類
- 二 公募対象公園施設の場所
- 三 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期
- 四 公募対象公園施設の使用料（公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額
- 五 特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）
- 六 利便増進施設（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同

じ。)の設置に関する事項

- 七 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項
 - 八 第五条の五第一項の認定の有効期間
 - 九 設置等予定者(公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準
 - 十 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第二号の場所は、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。
 - 4 第二項第四号の使用料の額の最低額は、第十八条の規定に基づく条例(国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令)で定める額を下回つてはならないものとする。
 - 5 第二項第八号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
 - 6 公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
 - 7 公園管理者は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(公募設置等計画の提出)

第五条の三 都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者は、公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画(以下「公募設置等計画」という。)を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを公園管理者に提出することができる。

- 2 公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 公募対象公園施設の設置又は管理の目的
 - 二 公募対象公園施設の場所
 - 三 公募対象公園施設の設置又は管理の期間
 - 四 公募対象公園施設の構造
 - 五 公募対象公園施設の工事实施の方法
 - 六 公募対象公園施設の工事の時期
 - 七 公募対象公園施設の使用料の額
 - 八 特定公園施設の建設に関する事項(当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。)
 - 九 利便増進施設の設置に関する事項

十 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項

十一 資金計画及び収支計画

十二 その他国土交通省令で定める事項

3 公募設置等計画の提出は、公園管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(地位の承継)

第五条の八 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画提出者の一般承継人

二 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

様式 1

令和 年 月 日

万斛庄屋公園利活用運営事業
公募説明会参加申込書

法人等の名称	法人等の主たる事務所の所在地

説明会参加者

	役職名	氏名
1		
2		
3		

※ 参加者は1法人等につき3名まで

連絡先

所属・役職	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

- 本様式は、メールかファックスで次の通り提出してください。
 メールアドレス kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
 ファックス 053-457-2164
 標題（件名） 【万斛庄屋公園公募説明会参加申込書】
 - 公募説明会では、参加者本人であることを確認できるもの（名刺等）の提示を求めます。
- ※ 令和2年12月23日（水）までに提出してください。

万斛庄屋公園利活用運営事業
質 問 書

◇ 質問者

法人等の名称	
法人等の主たる事務所の所在地	
所属・役職	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

◇ 質問内容

質問事項	質問内容
1	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
2	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
3	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

公募設置等指針の該当箇所が分かるように、ページを表示してから質問を簡潔に記載してください。

- 本様式は、メールで次の通り提出してください。
 メールアドレス kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
 標題（件名） 【万斛庄屋公園質問書】

様式 3

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

[代表構成団体]

所在地

商号又は名称

代表者

氏 名

㊟

公募設置等計画申込書

万斛庄屋公園利活用運営事業公募設置等指針に基づき、別添の公募設置等計画及び、その他必要な関係書類を添えて応募します。

担当部署	
担当者	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式 4

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

[代表構成団体]

所在地

商号又は名称

代表者

氏 名

印

応募に関わる誓約書

万斛庄屋公園利活用運営事業への応募をするにあたり、次の事項及び、提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと
- ② 直近事業年度分の税金（国税、地方税）で滞納がある者ではないこと
- ③ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱、及び浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である者ではないこと
- ④ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に規定する排除措置該当者ではないこと
- ⑤ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者ではないこと
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けている者ではないこと
- ⑦ 応募者又は連合体の構成員の役員のうち、次のいずれかに該当する者ではないこと
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ・公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

<h1>万斛庄屋公園利活用運営事業</h1> <h2>公募設置等計画</h2>	
---	--

応募者 (代表法人)	所在地	
	法人名	
	代表者氏名	⑩

【様式全体の記載における注意事項】

- 用紙の向きは A4 版縦書き、書体サイズは 10.5 ポイント以上を基本とし、横書きとしてください。また、各様式の指定ページ数内に収まるように記載してください。ただし、図面及び図表はこの限りではありません。
- デザインは自由とします。

様式 5-2

※A4 版 2 枚以内にまとめてください。ただし、別添の図面及び図表は除く。

<p>(1) 全体計画</p> <p>① 事業の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none">・事業コンセプト・公園の特性、にぎわい創出、地域活性化の考え方など <p>② 事業の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none">・応募法人及び配置する人員の実績又は経歴・整備、運営時毎の事業の実施体制、人員の配置、緊急時の体制・市や事業間の連絡調整の体制、方法・リスク回避に対する考え方など <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none">・事業全体のスケジュール（基本協定締結から事業終了まで）・実施設計等の期間や各種工事のスケジュール・運営事業の準備期間や運営開始の時期など <p>※工程表(別紙)による提出も可能です。</p> <p>③ 資金計画及び収支計画</p> <p>④ 使用料等の算定資料</p> <p>【記載における注意事項】</p> <p>資金計画及び収支計画書はホームページに掲載されたものを参考に作成してください。</p>

様式 5-3

※A4 版 2 枚以内にまとめてください。ただし、別添の図面及び図表は除く。

(2) 公募対象公園施設に関する計画

- ① 公募対象公園施設の設置・管理目的
 - ・事業コンセプトとの整合性
 - ・地域の歴史と公募対象公園施設のデザインの調和性など
- ② 公募対象施設の概要
 - ・建屋の運用方法、提供するサービスの内容
 - ・供用後の営業日や営業時間
 - ・想定する利用者
 - ・地域と連携した取り組み、定期的なイベント
 - ・地域活動への理解
 - ・供用後の防犯対策など
- ③ 関連図面
 - ・建築物配置図 A3 用紙 1 枚
 - ・建築物平面図概略 A3 用紙 1 枚
 - ・立面図概略（建築物、工作物）A3 用紙 1 枚
- ④ 公募対象施設の工事の時期、設置・管理の期間
 - ・事業スケジュール
 - ・工事の時期
 - ・設置・管理の時期など

【記載における注意事項】

関連図面の 3 点の添付は必須です。

様式 5-4

※A4 版 2 枚以内にまとめてください。ただし、別添の図面及び図表は除く。

(3) 特定公園施設及び利便増進施設に関する事項

【記載事項】

- ① 特定公園施設の概要
 - ・施設の種類、設置場所、施設面積、用途、材質や機能
 - ・工事実施の方法など
- ② 特定公園施設の建設に要する費用の負担
 - ・工事費用の内訳
 - ・市、事業者の負担内訳など
- ③ 利便増進施設の設置に関する事項
 - ・施設の種類、設置場所、施設面積、用途、材質や機能
 - ・施設の用途など

【記載における注意事項】

利便増進施設の設置に関しては任意です。

設置を計画しない場合は「適用無し」と記載してください。

(4) 都市公園の環境維持及び向上を図るための措置

【記載事項】

- ① 公園内の環境維持及び公益性への配慮に関する事項
 - ・公募設置対象施設及び特定公園施設の設置に伴う、施設及び公園内の清掃や環境維持の措置
 - ・公園利用者全般に対する施設利用の許可もしくは制限 等

様式 6

応募者の業務概要

商号又は名称	
代表社名	
経歴・沿革	
資本金	
従業員数	役員数 :
	社員数 :
	非正規雇用者数 :
本社所在地	
業務内容	

*その他、概要等がわかるパンフレット等がありましたら添付して下さい。

様式 7

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

[代表構成団体]

所在地

商号又は名称

代表者

氏 名

㊟

参加辞退届

万斛庄屋公園利活用運営事業への参加を辞退します。

担当部署	
担当者	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

リスク分担表

(1) 責任及びリスク分担の考え方

本事業における責任及びリスク分担の考え方は、事業者が実施する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として本表によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。本表に示されていない事項については、二者協議により定めることとします。

段階	リスクの種類		番号	内容	負担者			
					市	事業者		
共通	公募設置等指針（募集要項）のリスク		1	公募設置等指針等関連書類の誤り又は内容の変更に關するもの	○			
	応募リスク		2	応募費用及び応募図書作成に関するもの		○		
			3	応募図書の取扱に関するもの	○			
	資金調達リスク		4	必要な資金の確保に関するもの		○		
	基本・実施協定締結リスク		5	事業者と協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○		
	建屋譲渡リスク		6	建屋の譲渡ができない又は譲渡手続きに時間が係る場合	○			
	制度関連 リスク	法制度リスク		7	法制度の新設・変更に関するもの		○	
		許認可リスク		8	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	○		
				9	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		○	
	税制度リスク		10	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○		
	社会 リスク	環境問題リスク		11	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○		
				12	業務に起因する有害物質の排出、漏洩、騒音、振動、臭気に関するもの		○	
		第三者賠償リスト		13	事業者が施工した工事や施設運営により第三者が与えた場合		○	
				14	市が整備した施設の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○		
	責務不履 行リスク	事業者の責めによるもの		15	事業者の基本・実施協定内容の不履行		○	
				16	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者の変更		○	
		市の責めによるもの		17	市の基本・実施協定内容の不履行	○		
	不可抗力のリスク		18	地震、火災、風水害、その他本市の責に帰すことが出来ない事由によって事業者が被った被害		○		
	金利リスク		19	金利の変動		○		
	物価リスク		20	物価の変動		○		
	事業の中止・延期リ スク	市の責めによるもの		21	市の責任による遅延・中止	○		
				22	事業者の責任による遅延・中止		○	
		事業者の責めによるもの		23	事業者の事業放棄・破綻		○	
計画段階	計画・設計リスク		測量・調査リスク		24	事業者の実施による測量・調査に関するもの		○
			25	地質障害、地中障害により新たに必要となった費用負担		○		
	設計リスク		26	市の条件提示や指示の不備・変更によるもの	○			
			27	事業者、施工業者による指示、判断の不備によるもの		○		

工事段階	工事リスク	工事遅延リスク	28	工事開始後、市の指示に起因する工事期間延長に伴うもの	○	
			29	上記以外の理由に起因する工事期間延長に伴うもの		○
		工事監理リスク	30	事業者の工事監理に関するもの		○
		性能リスク	31	事業者が行う工事の施工不良によるもの		○
		工事費増大のリスク	32	工事完了後の市の指示に起因する工事費の増大	○	
			33	上記以外の工事費の増大		○
施設損傷リスク	34	事業開設前に生じた施設の損害		○		
管理・運営段階	維持管理リスク	施設損傷リスク	35	事故・火災等による施設の損傷。施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因すること		○
			36	第三者による、施設の損傷		○
	運営リスク	利用者トラブルリスク	37	事業者の設置又は管理許可区域内に関する、利用者からの苦情やトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	38	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
事業期間終了	事業継承リスク	39	設置又は管理許可施設の事業継承に関するもの		○	

＊ 1 基本・実施協定リスク

基本・実施協定が出来ない場合、それまでに市、事業者各々にかかった費用は各々が負担するものとします。

＊ 2 法制度リスク

都市公園法や他法令等の規定やその変更により、市が許可を更新しない場合でも、事業者は市に補償や損害賠償を請求することはできません。

＊ 3 不可抗力リスク

・公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合は、市は、事業者に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがあります。

・万斛庄屋公園は防災機能を有する公園であることから、災害発生時には、災害対応のため、業務の一部または全部停止を命じることがあります。

・上記による、業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、事業者は市に補償を請求することはできない。

【その他注意事項】

・万斛庄屋公園の管理・運營業務（定期的な点検等）に伴い、業務に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、事業者は市に補償を請求することはできません。